

浄土真宗における聖典の歴史と意義

佐々木 隆 晃

一、はじめに

教団にとって「聖典」とは、その宗派の基本的な教理教条を記す書物として最も尊重され、ある種の権威付けが行われるとともに、教団の軸として受け継がれる性格を有する。

浄土真宗における「聖典」について考えると、具体的には、釈尊の教説を記す経典と、経典の真意を明らかにした高僧の著述を指す。数ある経典のうち、『仏説無量寿経』『仏説観無量寿経』『仏説阿弥陀経』の浄土三部経を所依の経典とし、インド・中国・日本の三国にわたる七人の高僧の撰述を経典と同様に重視する。以上を「聖典」あるいは「聖教」として、自己の知識・見識で知ることができない事柄を知らしめ、自身を真実へ導く基準とするなど、宗教的生活の根拠と位置づけるのは、宗祖親鸞聖人の指南によるものであり、以降の教団としての浄土真宗では、先の浄土三部経と七高僧の論釈に、親鸞聖人の撰述を含めて正依の聖教として^{*}いる。

宗派における「聖典」は、本山である本願寺（浄土真宗本願寺派本願寺、西本願寺）によって定められ、本願寺周辺の仏教書店や仏具店では、常日頃接することのできる身近な存在となっている。

「聖典」が身近な存在として私たちのまわりに溢れている状況は、各宗派の本山や多くの仏教関係学校が集まる京都ではごく当たり前のこととなっているが、一歩京都を離れると、隣県である大阪であつても「聖典」に対する温度差のようなものがあつて、身近なものとはとても言えない状況がある。このような「聖典」に対する接し方の温度差は、伝道教化の現場である全国各地の寺院にとって、切実な問題ともいえるであろう。

今回の共同研究のテーマである「近代化」について、近代、すなわち明治維新から太平洋戦争の終結までの時期の、浄土真宗や本願寺の歴史としての近代史を考えると、江戸時代の幕藩体制から近代化する、封建制度を抜け出し新しい形態を作り上げるにあたって、教団史という名目で整理されている内容は、行政的な改革、政治的な動向が非常に大きく、世俗的な面を扱う印象が強いといえる。

西本願寺は、東西分立以前の石山合戦からすでに毛利氏とのつながりが深く、その後の京都移転と東西分立においても徳川氏の反対勢力と近い関係にあつた。明治維新の際、新政府内に重きをなした長州藩との親密な関係は、西本願寺の近代化に大きく寄与することとなつた。当時、西本願寺の行政改革を主導したのは、大洲鉄然、

赤松連城、島地黙雷など周防住職であり、だからこそ西本願寺の近代化は成功をおさめたといえるところがある。国家より先んじて議會制度を取り入れ、門主権などを法制化し、西本願寺の体制を新しいものに切り替えることが、非常にスムーズに行われたのである。

これらの経緯を概観するとき、俗世間を超える価値を有して出世間の真実を扱う「聖典」について一切触れることなく、俗世間の事柄のみにおいても「聖典」が進められているとさえ言い得てしまう面がある。

そこで本稿では、「近代化」を少し広めに解釈し、古い形態において閉鎖的な面があった因習や様式を、新しい形態においていかに民衆へ広め開放していくかという、そのような変化としての「近代化」において、「聖典」がどのような位置づけで人々に受け入れられていったのかということを考えてみたい。「聖典」が権威的で人に重圧を課するような存在となつていなければ、それは「聖典」の本来の役割においてはマイナス要因である。また、本山周辺や京都などの一部の場所・人々においてのみ扱われ、他の場所・人々には振り返られることなく終わってしまう「聖典」であるようでは真価を發揮しているとは言えまい。そもそも「聖典」は人々に受け入れられ、人々の生きる指針として存在してこそ、私たちを真実へと導く価値を發揮できるのである。そのような視点から、「浄土真宗における聖典の歴史と意義」について考察する。

二、聖典の歴史と親鸞聖人の撰述・書写

浄土真宗における聖典の意義を考えると、宗祖親鸞聖人以来の聖典にかかわる歴史の積み重ねと、現在も聖典に関する作業が進行中であるということの二点に注目する必要がある。これは教団の軸となるものが聖典であるということを、常に活動の中心に据えようとする思いのあらわれといえるであろう。

現在、西本願寺では最新の聖典として、『浄土真宗聖典全書』全六巻を編集[＊]中である。本山本願寺が聖典を刊行することには大きな意味がある。

この前段階に西本願寺が刊行した聖典である『浄土真宗聖典（註釈版[＊]）』は、浄土真宗本願寺派の僧侶だけではなく、門信徒や他宗派からも高い評価を得て、広く普及した。現在まで累計十三万部超を發行しており、浄土真宗本願寺派の寺院がおよそ一万箇寺、僧侶がおよそ三万人であることから考えても、その普及の様子を知ることができる。これによって一部の限られた人だけでなく、一般の人も聖典を所持する機会が広がった。

これまで西本願寺では、親鸞聖人の遠忌法要にあたり、記念事業の一つとして諸堂の再建・修復とともに、浄土真宗における教義の領解や伝道に資するための聖典、または聖教の語句に関する辞書などの書籍を刊行してきた。

宝暦十一（一七六一）年の親鸞聖人五〇〇回大遠忌には、親鸞聖人から蓮如上人までの和語の聖教を集めた『真宗法要』[＊]六帙三十一帖を編纂し、文久元（一八六一）年の六〇〇回大遠忌には、『真宗

法要』の字句や引文、故事を註釈した『校補真宗法要典拠』^{*}三十一卷を刊行、明治四十四（一九一）年の六五〇回大遠忌には、仏教や真宗の語彙全般にわたって解説を施した『仏教大辞彙』七巻を刊行、昭和三十六（一九六一）年の七〇〇回大遠忌には、『聖典意識』（浄土三部経・七祖聖教上中下・教行信証）五巻を編纂した。現在編集中の『浄土真宗聖典全書』全六巻は、平成二十四（二〇一）年の親鸞聖人七五〇回大遠忌にあたっての記念事業としての編纂刊行である。

このような聖典の歴史は、親鸞聖人の聖典、聖教へのかかわり方に遡ることで、その意義を明らかにすることができるといえよう。親鸞聖人における聖典、聖教へのかかわりは、撰述と書写という二つの特徴がある。親鸞聖人自身の制作としての撰述とは別に、他師の書物を書写し授与することにも大きな意味があるのである。

そこで、親鸞聖人が撰述し、書写したものはどのようなものであるのか、その目的はどこにあるのかなどを、親鸞聖人の著述活動について年代を追って確認し、整理してみたい。

まず、元仁元（一二二四）年、親鸞聖人五十二歳の年期が、『顕浄土真実教行証文類』（『教行信証』）に仏滅年代算定基準として挙げられていること^{*}から、これを『教行信証』草稿本成立の年とする説がある。親鸞聖人の著述活動が活発になるのは九十年の生涯のうち、晩年の十数年、特に八十四歳前後である。前半生にはほとんど著述というものは見られず、この五十二歳が最初と言える項目となっている。『教行信証』は親鸞聖人の主著であり、晩年まで加筆訂正が加えられた、いわばライフワークたる書である。その草稿本

成立の年として、一旦の区切りと見ることでこの年期がこの年である。『教行信証』に関する聖典、聖教としての意義については後に項目を立てて述べたい。

『教行信証』のような漢語による撰述の他に、多くの和語聖教があり、七十歳代以降に行われている撰述、書写はこちらに力点が置かれている。代表的なところを現存する撰述、書写の奥書によって見てみると、宝治二（一二四八）年、七十六歳に『浄土和讃』『高僧和讃』が著されている^{*}。現存するものの奥書による確認であるから、それ以外にも撰述されたものがある可能性はあるが、今のところこの年期以前の撰述は、主著『教行信証』以外には見られず、後に述べる他師の書物の書写ばかりであり、ここまでは『教行信証』の撰述に集中していたと言えよう。

その後、七十八歳『唯信鈔文意』、八十歳『浄土文類聚鈔』『入出二門偈頌』（この二つはともに漢語）、八十三歳『尊号真像銘文』（略本）『浄土三経往生文類』（略本）『愚禿鈔』『皇太子聖徳奉讃』、八十四歳『如来二種回向文』、八十五歳『二念多念文意』、八十六歳『尊号真像銘文』（広本）『正像末和讃』など、主に和語聖教の撰述が行われている^{*}。そして八十八歳のとき『正像末和讃』の補訂が行われ、弘長二（一二六二）年十一月二十八日に九十歳で示寂を迎える。以上のような撰述の流れを見ることができよう。

次に聖教書写について確認するが、これは自身の制作である撰述とは別に、親鸞聖人の聖教に対する見方の大きな特徴を窺えるものである。寛喜二（一二三〇）年、五十八歳のとき、聖覚法印の『唯信鈔』を書写している^{*}。『唯信鈔』の書写は他に六十三歳、六十九

歳、七十四歳、八十二歳のときが確認できる。また、七十四歳『自力他力事』、八十二歳『後世物語聞書』、八十三歳『一念多念分別事』と、いずれも隆寛律師の制作とされるものを書写している。^{*12}

ところで、多数の書写が確認できる『唯信鈔』には、和語聖教で多く見られる片仮名での書写以外に、平仮名で書かれたものがある。正式な書物は漢文、広く民衆に向けて書かれるものは仮名で記述されると区分する場合、仮名は片仮名であることが通例であったところ、平仮名の一本が存在しているのは、書写した聖教を誰に授与するかという違いがあった可能性も指摘できるかもしれない。平仮名の使用が女性に多いと想定したとき、念仏者のなかの女性、尼僧が聖教授与者であったと考えることもできようが。^{*13}

ともかく、専修念仏教団の先輩である聖覚法印、隆寛律師の書を多く書写し、関東の門弟に送って読むことを勧めているのである。門弟に熟読することを勧める目的で、多くの聖教を書写することが、親鸞聖人の著述活動のなかの聖教書写の特徴である。

三、『教行信証』の授与について

和語聖教の撰述と聖教書写についての問題と、『教行信証』に関する問題とは、撰述の目的において異なる意識が親鸞聖人にはあったのではないであろうか。親鸞聖人においてこの二者には、聖教の意義として別の意味合いが考えられるのである。^{*14}

そこで、『教行信証』に関する書誌的な状況を、年代を追って確認してみる。

元仁元（一二二四）年、親鸞聖人五十二歳の年期については先言及した通りである。

宝治元（一二四七）年、親鸞聖人七十五歳の二月五日、尊蓮が『教行信証』を書写したとする奥書が残っている。書写を許すということは、この時点で一つの区切りを迎えたと考えられることから、この年期を『教行信証』の何らかの完成と見ることができただけである。

建長七（一二五五）年、八十三歳の六月二十二日、專信が『教行信証』を書写している。

先述の尊蓮は京都の門弟で、親鸞聖人の従弟、日野信綱である。一方の專信は、下野国高田を中心とする高田門徒の系統である。この專信が書写した『教行信証』は現存しないが、建長七年の冬に、真仏・顕智が『教行信証』を相伝したことが伝えられている。高田門徒が伝承し、専修寺が蔵する『教行信証』は、以前は親鸞聖人の真筆と言われ、鎌倉期以来の由来をもつものである。現在、真仏の書写によると位置づけられるこの『教行信証』は、親鸞聖人から專信へ書写を許された『教行信証』を、真仏・顕智が書写したものと考えられ、そしてそのことを『教行信証』を相伝したと伝えているようである。

ここで、『教行信証』を書写した者を整理すると、尊蓮、專信、真仏、顕智という限られた門弟だけであることがわかる。『教行信証』の書写は、親鸞聖人が書写を許したことによって成り立つのであるから、『教行信証』には他の和語聖教と異なり、これを授与する、授けるといふ位置づけが存在する。これが、親鸞聖人の著述の

なかにおける和語聖教・書写聖教と『教行信証』との違いである。

親鸞聖人の聖教において、撰述の目的を二つに分けるなら、一つは、書写したものを含む和語聖教撰述は、門弟に読ませ、教義を理解させるもの、教義を理解していない者にとって教義理解に資するもの、教義的に言えば、信心獲得し、浄土往生を定めるためのもの、と位置づけることができる。

それに対して、限られた門弟のみに書写が許される『教行信証』は、信心獲得し、浄土往生を定めるためのものというよりは、信心獲得して浄土往生が間違いないと考えられるものに与えられたと位置づけられるのである。これは師弟関係の証しとしての『教行信証』授与という、ある種の儀礼的な意味合いをそこに考えることができるのである。

思い起こされるのは、親鸞聖人が師法然聖人から『選択本願念仏集』（『選択集』）の書写を許された出来事である。『教行信証』には次のように記載されている。

元久乙丑の歳、恩恕を蒙りて『選択』を書しき。同じき年の初夏中旬第四日に、「選択本願念仏集」の内題の字、ならびに「南無阿弥陀仏 往生之業 念仏為本」と「釈綽空」の字と、空の真筆をもつて、これを書かしたまひき。同じき日、空の真影申し預かりて、図画したてまつる。同じき二年閏七月下旬第九日、真影の銘は、真筆をもつて「南無阿弥陀仏」と「若我成仏 十方衆生 称我名号 下至十声 若不生者 不取正覺 彼仏今現在成仏 当知本誓重願不虛 衆生称念必得往生」の真文とを書かしたまふ。（中略）『選択本願念仏集』は、禪定博

陸 月輪殿兼実、法名円照 の教命によりて撰集せしむるところなり。真宗の簡要、念仏の奥義、これに撰在せり。見るもの論り易し。まことにこれ希有最勝の華文、無上甚深の宝典なり。年を渉り日を渉りて、その教誨を蒙るの人、千万なりといへども、親といひ疎といひ、この見写を獲るの徒、はなはだもつて難し。しかるにすでに製作を書写し、真影を図画せり。これ専念正業の徳なり、これ決定往生の徴なり。よりて悲喜の涙を抑へて由来の縁を註す。^{＊信}

元久二（一二〇五）年、親鸞聖人は三十三歳の四月十四日、『選択集』を付属され、書写を許された。同時に法然聖人の影像を図画、同年閏七月、その影像に法然聖人が讚銘を書いている。自身の生涯について語ることの少ないと言われる親鸞聖人が、主著のなかに感情を露わに『選択集』の書写を許された喜びを述べているのである。

『選択集』の書写は誰にでも許されたことではない。親鸞聖人が書写した『選択集』は伝来していないが、正元元（一二五九）年九月一日から十日に、八十七歳の親鸞聖人が『選択集』延書を書写している、ある時点までは親鸞聖人の手元に存在していたのではないだろうか。そして、愛知県岡崎市の妙源寺所蔵の御影は「選択相伝の御影」と呼ばれ、そこには先の『教行信証』後序に記載された法然聖人真影の銘として法然聖人自身によって記された銘文と一致する文字が見られ、そのときの様子を克明に伝えている。

親鸞聖人は、法然聖人から『選択集』を預かって書写し、法然聖人の影像を預かって模写している。ということは、法然聖人の手元

には、門弟に書写させる『選択集』と模写させる影像が存在したのである。『選択集』の書写を許されたのは、弁長、源智、証空、隆寛、幸西といった各師が考えられている。教義を理解していない者が教義理解に資するために書写するのではなく、しっかりと教義を理解したことを認められた証となるものであり、これによって法然聖人との師弟関係を強固に認識できた喜びの伴う行為だったであろう。

ここに、『教行信証』においても、『選択集』付属と同様のことが想定されているのではないかと言えるのである。実際、建長七(一二五五)年、親鸞聖人八十三歳のとき、「安城の御影」と呼ばれる親鸞聖人の影像が描かれ、専修寺所蔵の十字の名号本尊に親鸞聖人真筆の銘文が書かれている。「安城の御影」とは、親鸞聖人八十三歳のときの寿像で、嘯く、口笛をふくような表情で描かれていることから「嘯の御影」とも言われる。専信が親鸞聖人から与えられ三河安城に伝来していたものが、蓮如上人のときに本願寺で模本を制作することになり、原本もその後本願寺の所蔵となつて、模本とともに本願寺に現存している。

専信が『教行信証』を書写したとき、同時に親鸞聖人の影像を模写し、親鸞聖人が銘文を書く、このように『選択集』書写と同じことが行われていたのである。

四、覚如上人における聖教

親鸞聖人によって明示された浄土真宗の聖教は、それ以降、どの

ように位置づけられていくのか、その後の人々は聖教とどのようにかわつてきたのか、これらについて考えてみたい。

親鸞聖人の曾孫である覚如上人は、浄土教門流における親鸞聖人の事績を明らかにするべく、『報恩講私記』『御伝鈔』『拾遺古徳伝』など諸伝記を作り、『口伝鈔』や『改邪鈔』を著して三代伝持の血脉を強調し、本願寺教団の確立に尽力した。本願寺の第三代と位置づけられる覚如上人の活動について、聖教にかかわる部分を取りあげてみると、撰述・書写と『教行信証』の講述の二点に注目したい。

まず、撰述・書写とは、先ほどの諸伝記や著述の制作である。覚如上人の前半生は親鸞聖人の伝記を整理することに力が注がれ、後半生は『口伝鈔』『改邪鈔』『執持鈔』『願願鈔』などを著し、門弟に授与して読ませ、教義理解を促す活動のなかで、本願寺の立場を明確にしている。これは、親鸞聖人の撰述・書写における和語聖教・書写聖教と同じ役割である。

一方、『教行信証』の講述について整理すると、応長元(一二三二)年、五月、長子存覚上人と一緒に、「鏡の御影」を所持し北陸に下向、越前大町の如導に『教行信証』を伝授している。「鏡の御影」とは、西本願寺に所蔵される親鸞聖人の絵像で、立ち姿で描かれた親鸞聖人の姿が鏡に映したかのように繊細に描かれている。讚銘には「正信偈」の文が覚如上人の筆によって記されている。

越前大町の如導は覚如上人の門弟で、三河の高田門徒円善に教えを受け、越前国大町に移つて専修寺を開いたという。三門徒派專照

寺では開基を如道（導）としている。すでに関東・東海では高田系の門弟が活動しており、京都・中国地方には仏光寺系の門弟が広まりを見せていた。覚如上人の教化活動は北陸へ向けられ、そのなかに、この如導への『教行信証』の伝授がある。

覚如上人は、『教行信証』の講述、すなわち訓読を伝授し、師弟関係を結ぶことによって、北陸への教化を広めていくのである。その折り、親鸞聖人の影像を掛け、親鸞聖人の『教行信証』にもとづいて、親鸞聖人の曾孫、あるいはその子が、『教行信証』の訓読を伝授するのである。

親鸞聖人における聖教において、『教行信証』は特別な意味合いがあった。書写を許された者にとっては、それによって師弟関係の証しとなる喜びの出来事であった。覚如上人においては、それが師弟関係の証しから、さらに本願寺との関係を結ぶ出来事となり、本山と末寺との関係が確定することにつながっていくと言えるのである。

存覚上人は『教行信証』の最初の注釈書である『六要鈔』を撰述しているが、野洲錦織寺の五代慈観に『六要鈔』を伝授している。これは『教行信証』の訓読を指南しているのであり、『教行信証』の講述・伝授にあたる。慈観は存覚上人の第七子で、明徳三（一二九二）年には本願寺第五代緯如上人に『六要鈔』を伝授している。

以上のように、親鸞聖人の威光を受け継ぐ覚如上人・存覚上人による『教行信証』の講述によって、本願寺と諸寺院の本末関係が確定することになり、その証しとなる新たな意義が聖教に見出される

ことになると言えるのである。

五 蓮如上人における聖教

聖教に対する見方のさらなる大きな変化が現れるのが、本願寺第八代の蓮如上人のときである。教団を爆発的に拡大させたその伝道活動が目されることの多い蓮如上人だが、その根柢は人間的魅力や政治的な先見だけではない。聖教に対するかわりにおいて、大きな意義を見出すことができるのである。

蓮如上人は、長祿元（一四五七）年、四十三歳で本願寺を継ぐ以前から、多数の聖教書写を行っていた。それは歴代宗主のなかでも突出している。永享八（一四三六）年、二十二歳のとき、京都金宝寺教俊に『三帖和讃』を授けているのが、確認できる最初の年期である。以降、多数の聖教を書写し門弟に与え、あるいは名号を下付して、それが結果的に本願寺の興隆の経済的な面を支えることにもなる。その生涯において吉崎御坊、大坂御坊、山科本願寺などを建立、整備するだけの経済的な繁栄も大きなものであるが、その根柢として、聖教書写の目的はやはり教義を理解するため、蓮如上人の表現を用いるなら、信心獲得し後生の一大事を定めることにあると言える。

ところが、あるときから、教義理解、信心獲得、往生浄土のための方策は、聖教書写から他のことに移ることになる。寛正二（一四六一）年にはじめて書かれた「御文章」が、文明三（一二七一）年の吉崎移住頃になると、極端に数が多くなり、一方

で聖教書写が減るのである。門弟に授与し、読ませることで教義を理解する媒体は、聖教の書写から「御文章」へ統一されるのである。

ここに、聖教の位置づけにおいて転換が行われたという意味において、「御文章」による教化は蓮如上人の活動の大きな特徴の一つと言えるのである。そして、同様に大きな意味をもつのが、蓮如上人による聖教の開版である。

文明五（一四七三）年、蓮如上人は五十九歳のとき、『正信偈和讃』を刊行している。書写ではなく刊行であるから、印刷技術の導入によって一気に全国に聖教が広まることになる。本願寺によって聖教が版木におこされ、印刷されて全国に配られる、その最初である。

「正信偈」は、親鸞聖人の主著『教行信証』『行文類』末尾にある偈頌であり、『教行信証』の内容を凝縮した一節である。「和讃」とは、和語で仏法僧の三宝を讃嘆する七五調の詩歌のことで、親鸞聖人には四句一首の和讃が五百首余りある。そのなか、『浄土和讃』『高僧和讃』『正像末和讃』の「三帖和讃」は和語の『教行信証』ともいわれ、教義内容を余すところなく味わうことのできる重要な聖教である。この「正信偈」と「和讃」を四帖一部として、声に出して味わう勤行に定めたのが蓮如上人であり、それを刊行したのである。

このような一連の活動によって、聖教が普及して人々の生活に浸透し、ただ身近になっただけでなく、「御文章」によって教義を学ぶことができるよう配慮されているのである。これが蓮如上人の時

代に本願寺が興隆した要因の一つであると言えよう。そして、これを契機に聖教の一般化が行われたのである。現代においても「正信偈和讃」の勤行と「御文章」の拝読は、浄土真宗の教化において重要な意味を持ち続けている。

六、聖教の開版と蔵版の制定

聖教の一般化を経て、江戸時代には聖教開版が相継いで行われている。その他の一般的な書物同様、印刷技術の向上と大衆文化の発展によって、種々の印刷物が世間に流通する流れとともに、聖教も容易に入手できるようになるのである。

蓮如上人による『正信偈和讃』の開版から、年代を追って見ていくと、文明五（一四七三）年、蓮如上人による『正信偈和讃』開版、天文六（一五三七）年頃、本願寺第十代の証如上人による『御文章』開版、慶長七（一六〇二）年、西本願寺第十二代となる准如上人による『浄土文類聚鈔』刊行などが行われ、江戸時代の聖教開版へと続く。

江戸時代には私版と言われる、法蔵館、平楽寺書店、大八木興文堂、永田文昌堂など現在も続く町の書店による『教行信証』の刊行が行われる。寛永十三（一六三六）年、中野市右衛門、『教行信証』を刊行する（寛永版『教行信証』と呼称）。正保三（一六四六）年、寛永版『教行信証』を改訂する（正保版『教行信証』）。明暦三（一六五七）年、丁子屋九郎衛門、『教行信証』を刊行する（明暦版『教行信証』）。寛文九（一六六九）年、河村利兵衛、『教行信証』を

刊行する（寛文版『教行信証』）、などである。これらの書店による私版の『教行信証』刊行は、聖教に対する民衆の関心が存在していることを示している。一般化された聖教が、より一般化され、今度は大衆化されたと言い得よう。

その他、個人による聖教刊行も見られ、安永元（一七七二）年、京都の慶証寺玄智が『大谷校点浄土三部経』を校刻し、寛政十一（一七九九）年、大坂の長円寺崇興が『七祖聖教』を刊行している。

以上を承けて、本願寺では蔵版の制定が行われる。明和三（一七六六）年、『真宗法要』を本願寺蔵版として刊行する。^{*}また、すでに刊行されていた私版の『教行信証』や『浄土三部経』^{*}「七祖聖教」について、版木を本願寺が買い上げて蔵版化している。安永五（一七七六）年、明暦版『教行信証』を蔵版とする。同年、真宗大谷派では寛永版『教行信証』を蔵版とする。文化八（一八一）年、『大谷校点浄土三部経』を蔵版『校点浄土三部経』とする。文政九（一八二六）年、長円寺所蔵『七祖聖教』版木を本願寺蔵版とする、などにより、私版の聖教を本願寺蔵版とし、権威・正統を保持した聖教の統一を行っているのである。^{*}

七、むすび

『浄土真宗聖典（註釈版）』の序には、「聖典は万人に読まれ、領解されてこそ、万人の法財となり、光となります」という大谷光真門主（昭和六十三年当時）の言葉が記されている。聖典、聖教は人々に受け取られ読まれてこそ、人々の宝となり、人々を導く光と

なるものであることが示されている。それ故にこそ、俗世間を超え価値を發揮する出世間の真実であると言える。

人々に受け取られ読まれる、すなわち一般化してこそ、威力を發揮するのである。しかし、その場合、軽薄に扱われることは聖典としての正しいあり方とは言えない。親鸞聖人における聖教の見方のなかに、書写の目的として教義理解に資するためのものもあれば、教義をしつかりと心得た上での『選択集』や『教行信証』というものが、歴然と区別されたなかで存在している。それは、広く普及し一般化されることの意味も重要であり、また、世俗の価値観に迎合しない真実でなければならぬ点も看過されてはならない。

古い形態から新しい形態へ変化するとき、閉鎖的な因習や様式はいかに民衆へ開放されて近代化するかという問題を、浄土真宗において考えるとき、聖典はどのように人々に受け取られてきたのかという点に着目して考察を試みた。そこには、親鸞聖人以来、聖典とのかかわりのなかで積み重ねられた、人の生活と宗教的真理という乖離しかねない両者がともにお互いを成り立たせる関係性が存在するのである。

したがって、聖典を扱う場合には、聖教としての価値を維持したまま、普及する努力の積み重ねが必要となってくる。そのように、歴史と意義を窺うことによって、浄土真宗における聖典の大切さを考えることができるのである。なお、教団の近代化における法整備において、本稿でも取り上げた「宗制」での「聖典」「聖教」の取り扱いに関しては、機会を改めて検討したい。明治以降の寺法・宗法・宗制の制定では、教団の組織・運営を定める組織規範と、教

義・教典を定める宗憲的な内容をどのような呼称で定め、扱うかに、当時の関係者の努力と苦悩が想像されるからである。宗教団体も社会の中に存在する以上、社会的な法と無関係ではありえず、人と宗教のかかわり方は常に柔軟であり、かつ軸となるものが明確でなければならぬと考えるからである。

註

- *1 昭和二十一年九月十一日発布、昭和二十二年四月一日施行、平成十九年十一月二十八日改正の現行「浄土真宗本願寺派宗制」では、第二章「聖教」において本宗門の聖教を、一、浄土三部経、二、七高僧の撰述、三、宗祖の撰述、その他、宗祖の教えを伝承した覚如の撰述、蓮如の御文章等、並びに宗祖や蓮如が敬重された典籍は聖教に準ずると定めている。
- *2 平成十七年から平成三十年の編纂予定。第一巻「三経七祖篇」、第二巻「宗祖篇上」、第三巻「宗祖篇下」、第四巻「相伝篇上」、第五巻「相伝篇下」、第六巻「補遺篇」。
- *3 昭和六十三年、初版刊行。平成十六年、第二版刊行。第二期宗門発展計画の一つとして昭和五十七年に開始された浄土真宗聖典編纂事業による刊行。
- *4 親鸞聖人および歴代宗主などが著した和語の聖教など三十九部を収め、本願寺派で依用された。宝暦九（一七五九）年から法如上人、文如上人の命により泰巖、僧樸らが編纂にあたり明和二（一七六五）年に完成、翌年刊行された。
- *5 『真宗法要』に収める三十九部の典籍の資料を集大成した書。文化八（一八一）年までに豊後の靈範、石見の仰誓・履善、備後の大慶などにより集成・補訂されたものを承けて、嘉永四（一八五二）年二月、本山より近江覚成寺の超然に命じて校補が行われ、安政二（一八五五）年に完成した。
- *6 「三時の教を案ずれば、如来般涅槃の時代を勘ふるに、周の第五の主、穆王五十三年壬申に当れり。その壬申よりわが元仁元年 元仁とは後堀河院、諱茂仁の聖代なり 甲申に至るまで、二千一百七十三歳なり」（『教行信証』化身土文類、聖道釈、「浄土真宗聖典（註釈版）」四一七頁）
- *7 専修寺蔵国宝本『浄土和讃』『浄土高僧和讃』奥書による。
- *8 岩手県本誓寺蔵『唯信鈔文意』奥書、専修寺蔵『浄土文類聚鈔』奥書、茨城県聖徳寺蔵『入出二門偈頌』奥書、福井県法雲寺旧蔵『尊号真像銘文』（略本）奥書、西本願寺蔵『浄土三経往生文類』（略本）奥書、専修寺蔵『愚禿鈔』奥書、京都府常楽寺蔵『愚禿鈔』奥書、専修寺蔵『皇太子聖徳奉讃』奥書、東本願寺蔵『皇太子聖徳奉讃』奥書、愛知県上宮寺蔵『往相回向還相回向文類（如来二種回向文）』奥書、東本願寺蔵『一念多念文意』奥書、専修寺蔵『尊号真像銘文』（広本）奥書、専修寺蔵『正像末法和讃』奥書による。
- *9 文明五年蓮如上人開版本奥書による。
- *10 本願寺蔵『唯信鈔』奥書、専修寺蔵『唯信鈔』奥書による。
- *11 専修寺蔵『唯信鈔』（平仮名本）奥書、大阪府真宗寺蔵『唯信鈔』奥書、京都府常楽寺蔵『唯信鈔』奥書、専修寺蔵『唯信鈔』奥書、滋賀県真念寺蔵『唯信鈔』奥書による。
- *12 大谷大学蔵『自力他力事』奥書、真宗法要本『後世物語問書』校異、大谷大学蔵『一念多念分別事』奥書、大阪府光徳寺蔵『一念多念分別事』奥書による。
- *13 平仮名で書かれた一本とは註*11記載の、親鸞聖人六十三歳書写の専修寺蔵『唯信鈔』（平仮名本）のこと。親鸞聖人はこの頃約二十年家族とともに滞在した関東を離れ、帰洛している。念仏者のなかの女性、尼僧として最も身近な一人である内室の恵信尼公は、この後、越後で暮らすこととなり、親鸞聖人と離れて晩年を過ごすことになる。
- *14 親鸞聖人の撰述のなか、一に和語聖教（他師の書写を含む）、二に『教行信証』として論を進め、『教行信証』以外の漢語聖教についてはここで取り上げていない。それは、『入出二門偈頌』は偈頌としての意義、

『愚禿鈔』は研究ノートの意義、『浄土文類聚鈔』は『教行信証』との広略の意義という、それぞれの目的を見ることができることによる。

* 15 『教行信証』後序、『浄土真宗聖典（註釈版）』四七二頁。

* 16 親鸞聖人五〇〇回忌の記念事業として編纂された和語の聖教を集めたもの。宝暦九（一七五九）年から法如上人、文如上人の命により泰巖、僧樸らが編纂にあたり明和二（一七六五）年に完成、翌年刊行された。これによって、浄土真宗依用の和語聖教が確定された。

* 17 蔵版として制定された聖教は「龍谷山」の印によって、精査され定められた聖教であることが証明され、正確さを確保している。